

「放射性物質汚染稲わら問題」に関する緊急要望書

福島第一原子力発電所の原発事故に端を発し、幾多の重大な問題が発生している。このたびの「放射性物質汚染稲わら問題」により、生産農家の経営維持に対する不安が増大し、また、国民の食に対する不安も全国的に広がっている。

国においては、国民の生命や生活上の安全・安心の確保を最優先に、下記の事項について、全力を挙げて取り組まれるよう強く要望する。

記

1 農家経営の維持存続に関すること

(1) 風評被害を含めた損害に対する賠償

市場出荷停止措置の対象牛については、国が全頭買い上げること。また、風評被害による取引価格下落及び返品による損害等並びに汚染稲わら等購入粗飼料代金や飼養期間延長に係るコスト増加等による損害額について、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会による「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」の対象に想定しうる損害の全てを盛り込み、万全な賠償措置を講じること。

(2) 被害農家の資金繰りに配慮した融資制度の拡充

被害を受けた生産農家に対する無利子融資制度を早急に創設し、農業経営の資金繰りへの万全な支援措置を講じること。

2 全頭検査に係る体制整備及び財政措置に関すること

国民の不安を払拭し、安全・安心を確保する上で必須となる全頭検査を国の責任で実施し、そのための分析機器の整備や人員の確保などの体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

3 国主導による風評被害防止対策等に関すること

国民が農畜産物の安全性を理解するにあたり、正確かつ適切な情報発信を行い、風評被害防止のための積極的な安全性のPRを十分に行うこと。また、暫定規制値を下回る牛肉でも「汚染疑い牛」の風評が広がり、市場流通が極めて困難な状況にあることから、消費者の食に対する安心を確保するためにも、これらの牛の市場出荷停止を徹底するとともに、出荷停止及び遅延に伴う損害に万全な賠償を行うこと。

4 当面の農家経営に関すること

(1) 稲わらの全量検査の実施

3月11日以降に宮城県、福島県等から稲わら購入の実績がある農家では、当該稲わらについて、安全性が確保されるまで出荷及び給与を自粛し、放射性物質検査を行っているが、機器や人員の不足が課題となっているため、国において早急に稲わらの全量検査体制を構築すること。

(2) 汚染稲わらの管理・処分方法に係る措置の実施

国においては、汚染稲わらと判明した場合、使用を自粛し、他の飼料と区別して保管するよう指導を行っているところであるが、これらについての管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、再利用が困難となる汚染稲わらの処分経費について、財政措置を講じること。

(3) 汚染稲わらを給与された牛の糞尿の処理

汚染稲わらを給与された牛の糞尿から製造される堆肥の利用などにより、二次被害が懸念されることから、糞尿の取扱い及び処分方法にかかる指針を早急に策定するとともに、その処分経費について、財政措置を講じること。

平成 23 年 7 月 29 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
文部科学大臣	高木義明	殿
厚生労働大臣	細川律夫	殿
農林水産大臣	鹿野道彦	殿
原発事故の収束及び再発防止担当大臣	細野豪志	殿

山形県議会議長 平 弘 造